大阪市身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置申請書

大阪市長　あて

年　　月　　日

交通機関無料乗車証・割引証　の交付を申請します。
使用資格を失った時、不要になった時は各区保健福祉業務担当へ返還します。

申請者(対象者)	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名		生年 月日	年　　月　　日 (　　歳)
	住　所	大阪市		
	電話番号	ー　　ー	手帳・証書番号〔　　〕	

70 歳以上の方：敬老優待乗車証の交付（□無・□有→敬老優待乗車証の回収）

□新規	□市外転入	□券種変更	□タクシー⇒乗車証　□敬老優待乗車証⇒乗車証 □乗車証⇒乗車証 変更前券種(介付・介付(単可)・単独用・割引証・券種限定) □旧券の回収〔旧券番号：　　〕

使用目的　〔□通勤　□通学　□その他〕	更新時交付方法〔□郵送　□窓口、□点字が必要〕

審査

□ **介護人付無料乗車証**
- □身障第１種
- □身障第２種 【下肢】下肢３級の２、下肢３級の３、下肢４～７級の複合により下肢等級３級以上
  【乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】
  １上肢の上肢機能２級以上、１下肢の移動機能３級以上
- □療育Ａ・Ｂ１　□精神１級　□小学校終了前の児童で身障第２種、療育Ｂ２、精神２・３級

□ **介護人付無料乗車証（単独乗車可）**→別紙「第３号様式申請書」必要
- □身障第１種
- □身障第２種 【下肢】下肢３級の２、下肢３級の３、下肢４～７級の複合により下肢等級３級以上
  【乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】
  １上肢の上肢機能２級以上、１下肢の移動機能３級以上
- □療育Ａ・Ｂ１　□精神１級　□小学校終了前の児童で身障第２種、療育Ｂ２、精神２・３級

※原則として未就学児には発行しない。真に乗車能力を有する者に限る。

□ **単独用無料乗車証**
- □精神２級　□被爆者・戦傷病者（項症）

□ **乗車料金割引証**
- □中学生以上の身障第２種、療育Ｂ２、精神３級　□戦傷病者（款症）

□ **乗車料金割引証（券種限定）**
- □特別児童扶養手当受給者等（世帯主等）

受付印

受　領　欄

大阪市長　あて　　年　　月　　日

交付番号＿＿＿＿＿＿＿＿を受領しました。　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

処理	受付	審査	入力	確認

決裁	課長	課長代理	係長	係員